

大和市農業委員会の委員の定数に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定に基づき、大和市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、16人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大和市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止)

2 大和市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（昭和32年大和町条例第12号）は、廃止する。

(経過措置)

3 農業委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任する間は、農業委員の定数については、なお従前の例による。